

# 三宿サッカー少年団 団則

## 第一条 名称（登録団体名）

本団は「三宿サッカー少年団」と称する。

## 第二条 目的

本団は、団員となる少年少女にサッカーの技術を身につけさせると共に、心身の健全な発達と協調性に富んだ人間性を育成することを目的とする。

### ・高学年（5、6年生）

サッカーという集団競技を通してチームのために尽力できる姿勢、仲間を思いやる気持ちを育てる。  
サッカーの技術や戦術を身につけ、仲間と協力して競技を楽しみ、目標を達成する喜びを味わう。

### ・中学年（3、4年生）

サッカーという集団競技を通して健康な身体をつくり、ルールやマナーを守る習慣を身につける。  
サッカーの基本的な技術の練習を通して体力を養うと共に、努力する態度を身につける。

### ・低学年（1、2年生）

サッカーを集団の遊びとして楽しみ、健康な身体をつくと共に仲間と楽しむ気持ちを育てる。

## 第三条 方針

本団は、本団に所属する児童の保護者で構成する「保護者の会」、及び、別に定める「三宿サッカー少年団コーチ会会則」に基づく「コーチ会」が共同で運営する自主団体であり、特定の政党や宗教の支配、干渉を受けない。また、営利を目的としない。

## 第四条 活動

1. 本団は「東京都サッカー協会」および「世田谷少年サッカー連盟」に加盟登録し活動を行う。
2. 練習は、団で定めた場所と時間内に行う。
3. 世田谷区大会、および出場可能なその他の大会に出場する。近隣の小学校と交流試合を行う。
4. その他、本団の目的達成に必要と認めた活動を行う。
5. 本団の活動は、地域の自主的な活動であるため、学校側への問い合わせ等は差し控えること。

## 第五条 指導

「三宿サッカー少年団コーチ会会則」に基づく「コーチ会」より委任された指導者（以下、「コーチ」という。）を中心にして行う。指導はコーチに一任する。

## 第六条 団員

1. 本団の趣旨および本団則に保護者の同意が得られた児童のみ団員になることができる。
2. 三宿小学校および近隣小学校に在籍する男女児で、所定の手続きを経て入団を認められた者を団員とする。
3. 団員の保護者は、児童の入団と同時に「保護者の会」の会員となり、団の活動に協力する。

## 第七条 入団手続

1. 入団希望者は同意書に必要事項を記入し、保護者が捺印の上、入団に必要な諸費用を添えて提出する。
2. 入団は随時可能だが、活動はスポーツ保険に加入しなければ行うことはできない。

## 第八条 休退団

1. 休団および退団はコーチの許可を得た際に認められる。
2. 休団および退団を希望する者は前月15日までにコーチおよび代表に連絡しなければならない。
3. 一回でも練習・試合に参加した月は休団と認めない。
4. 年度ごとの本団の加入継続、スポーツ保険及びサッカー連盟への登録は、1、2項の休団及び退団以外の者は、新年度も更新するものとする。
5. 住所の変更があった場合は、必ず報告するものとする。

## 第九条 欠席・早退

1. 練習または試合を休む場合は、速やかにコーチに連絡する。
2. 練習または試合中に早退する場合は、必ずコーチの許可を受ける。

## 第十条 費用

1. 本団の経費は、団員の保護者が拠出する年会費及び月謝によりまかなうのを原則とする。年会費は、団員の東京都サッカー協会・世田谷少年サッカー連盟のチーム登録費・個人登録費・大会参加費、スポーツ障害保険の加入費・手数料及び備品費に充てる。団のその他の経費は月謝によりまかなう。月謝の額とその納入方法は、別記する。団の経費が不足するときは、別に徴収することがある。
2. 原則として前納とし、月謝は、翌月分を当月25日までに納入する。
3. 本団の行事等で、新たに経費を必要とする場合は、その都度徴収する。
4. 団員の保護者が正当な理由無く、月謝等の納入を怠った場合は指導を停止する。
5. 休退団の場合、一度納めた年会費は、原則として返金しない。ただし、月謝は、一括納入されている場合には在籍月の翌月以降の月謝を返還する。

## 第十一条 事故

練習、試合、移動中に万が一事故や災害によるケガ等が起きた場合は、保護者が一切の責任を負うものとする。

## 第十二条 全体会

1. 年度末には、「保護者の会」の会員、「コーチ会」の会員及び役員による全体会を開催する。
2. 全体会は、「保護者の会」の会員（児童1名につき1票と数える。）、「コーチ会」の会員（会員1名につき1票と数える。）及び役員（役員1名につき1票と数える。）の3分の1の出席（委任を含む。）をもって成立する。会員は、役員又は他の会員に対し、全体会の出席・議決権行使を委任することができる。全体会では、出席（委任を含む。）した会員及び役員の過半数の賛成をもって全体会の決定とする。
3. 年度末の全体会において、年間の活動報告と会計報告を行い、次年度の役員を選出する。
4. 役員は、必要に応じて、年度末以外の時期に全体会を招集することができる。
5. 役員又は全体会は、必要に応じて、本団の会計監査を行う者を指名し、その者による会計監査を行わせ、報告を求めることができる。

## 第十三条 役員

1. 本団の役員として、代表1名、事務局長1名、連盟理事1名、連盟副理事2名を必ず置く。その他の役員（会計等）は、必要に応じて置く。

2. 本団の代表は、「コーチ会」の推薦・賛同を受けた者に限る。
3. 本団の役員は、前年の年度末の全体会において選出する。連盟理事及び連盟副理事は、その他の役員を併任することができる。また、任期は1年とし、再任は防げない。「保護者の会」及び「コーチ会」の会員以外の者も、役員に就任することができる。
4. 「保護者の会」の会員は、小学校に関すること、試合の引率、行事運営など本団の活動に協力する。

#### 附則

1. ユニホーム、ボール、ジャージ、すね当て、スパイク、その他の必要とする用具は個人負担とする。
2. ユニホームはコーチの許可がある時以外は着用しない。
3. 練習開始時間まではボールを蹴らない。また、開始五分前に練習場所に集合する。
4. 雨天により中止になった練習の振り替えは、原則として行わない。
5. サッカーに関する持ち物には必ず名前を明記しておく。（ボールにはチーム名も記入する。）
6. 三宿小学校の児童は、三宿小 BOP に必ず登録する。
7. 本団則の改訂は、全体会出席者の過半数をもって行うことができる。
8. 本団則は昭和57年4月1日より施行する。

平成13年4月1日	改訂版
平成14年4月21日	一部改訂
平成15年4月19日	一部改訂
平成17年4月1日	一部改訂
平成24年12月8日	改訂
平成30年3月10日	改訂